

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 5 月20 日
【発行者の名称】	株式会社サトウ産業 Sato Sangyo Co., Ltd,
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 明郎
【本店の所在の場所】	新潟県上越市上名柄340番地 1
【電話番号】	025-520-2288
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 大野 智美
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社サトウ産業 https://www.sato-san.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期	第51期	第52期
決算年月	2024年 2 月	2025年 2 月	2026年 2 月
売上高 (千円)	4, 300, 866	2, 384, 428	3, 456, 454
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△46, 230	17, 812	14, 291
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△59, 573	86, 891	1, 895
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100, 000	100, 000	100, 000
発行済株式総数 (株)	376, 000	376, 000	376, 000
純資産額 (千円)	591, 615	675, 578	676, 629
総資産額 (千円)	2, 664, 792	2, 757, 355	1, 991, 471
1 株当たり純資産額 (円)	1, 573. 44	1, 796. 75	1, 799. 54
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△158. 43	231. 09	5. 04
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	22. 2	24. 5	34. 0
自己資本利益率 (%)	—	13. 7	0. 3
株価収益率 (倍)	—	5. 0	230. 0
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	6, 378	17, 534	39, 756
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△326, 199	△93, 458	△96, 881
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	162, 623	72, 537	46, 675
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	40, 254	37, 895	27, 644
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	83 [—]	87 [—]	93 [—]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第50期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第51期及び第52期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第50期における自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 第50期の株価収益率は、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。
6. 第50期、第51期及び第52期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。また、第50期、第51期及び第52期の1株当たり中間配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、それぞれOAG監査法人により監査を受けております。

2 【沿革】

年 月	沿 革
1974年10月	新潟県上越市春日新田1273番地 9 に 株式会社サトウ産業を設立
1975年 4 月	一般建設業許可 取得
1975年10月	新潟県上越市上名柄340番地 1 に移転（現本社）
1977年 8 月	鉄工場新築
1989年 2 月	本社工場新築
1990年 3 月	建設大臣より鋼構造物製作工場Mグレードの認定を受ける
1992年11月	安塚工場・安塚営業所開設
2003年12月	特定建設業許可 取得
2011年 2 月	国土交通大臣より鋼構造物製作工場Hグレードの認定を受ける
2012年12月	本社工場 外部製品ヤード新設
2013年 1 月	本社工場 移動式塗装場設置
3 月	独立採算を目的に、安塚工場を株式会社やすづかサトウ産業に分社
2016年 4 月	本社工場 南側外部製品ヤード新設
10月	株式会社やすづかサトウ産業と合併
2017年 4 月	本社工場 サイコロ加工場・軽量鋼加工場・塗装場新設
2018年12月	上吉野工場開設 連続サイコロ組溶接拠点として稼働
2019年10月	三和工場開設 軽量鋼加工拠点として稼働
2021年10月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場
2022年 5 月	三和工場梁加工場開設 安塚工場は一次加工専業工場として稼働
2022年12月	安塚工場一次加工ラインレイアウト変更
2024年 3 月	三和工場塗装場新設

（注） 1. Hグレード工場について

※Hグレード鉄骨製作認定：

鉄骨製作工場で製作される建築鉄骨の品質保証（特に溶接部）の信頼度を評価し、評価結果に基づき国土交通大臣が認定するものです。建設規模・使用鋼材の適用範囲に応じ、5グレード（S、H、M、R、J）に区分し認定しています。（一般社団法人鉄骨建設業協会ホームページより）

当社が取得しているHグレードでは、建設規模に制限はありません。使用鋼材は建築鉄骨溶接構造の400N、490N及び、520N級炭素鋼（Nはニュートンの略で引っ張りの強度を表します。数値が高い方が強度が高くなります。）で板厚60mm以下の鋼材です。ただし、開先加工を施さない一部の柱梁接合部の厚肉パネルの板厚は60mmを超えることができます。

なお、㈱全国鉄骨評価機構によると、2026年3月31日現在で最上位のSグレード取得工場は9、次位のHグレード取得工場は311となっています。（全国鉄骨評価機構ホームページより）

3 【事業の内容】

当社は鉄工建設事業として、単一セグメントではありますが、以下当社の事業の種別について説明いたします。

1. 鉄工事業

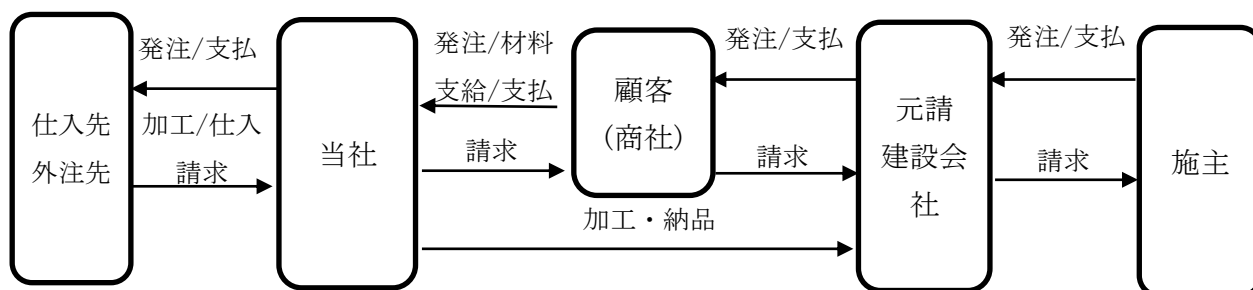
当社は高層ビル、大規模商業施設等、建築物の構造体である柱、梁、それらの付帯製品等の設計、製作を手掛けており、国土交通大臣によるHグレード鉄骨製作認定工場を擁しております。首都圏を中心とする関東一円を営業エリアとしており、近年は難易度の高い100mを超える超高層建築物にも対応しております。当事業年度における鉄工事業に係る売上高は3,374,602千円であり、売上高の97.6%を占めております。



上越市内に4拠点を構えて事業を行っており、月産1,800t超の製品加工能力を有しております。

尚、安塚工場で製作した一次加工品が三和梁加工場へ運ばれて、組み立て、溶接工程を経て梁製品に。本社工場に運ばれて、組み立て、溶接工程を経て柱製品になります。

(事業系統図)



当社の鉄工事業における主な販売先は商社であり、その先に元請けとなる建設会社、さらに建設会社に発注する施主がエンドユーザーとなっております。当社は仕入先から鋼材等の原材料を仕入れ、当社工場及び外注先工場において加工し、柱、梁などの製品を製造します。製品の納入先は、販売先である商社等から指定された建設現場であり、元請けとなる建設会社に直接納入しております。

(1) 本社工場

加工能力500t/月。柱の製作を主に行っています。15t、1.0m×1.0mの柱を溶接できるロボットを2基、仕口を溶接するロボットを5基設置しております。作業員は主に組み立て作業に従事し、溶接作業の90%はロボットが行っております。梁製品の溶接も可能にした柱大組立溶接ロボットシステムを2基、多層盛溶接ロボットを6基設置しております。柱大組立溶接ロボットは、12tまでの重量物に対応。S造コラム柱、丸パイプ柱、SRC柱、ボックス柱、及び、サイコロの連結にも対応しております。溶接ロボットシステムを稼働させるためには、『コラム・H造』建築物でなければならないという固定観念を打破し、『H・H造』でも対応できる工場です。

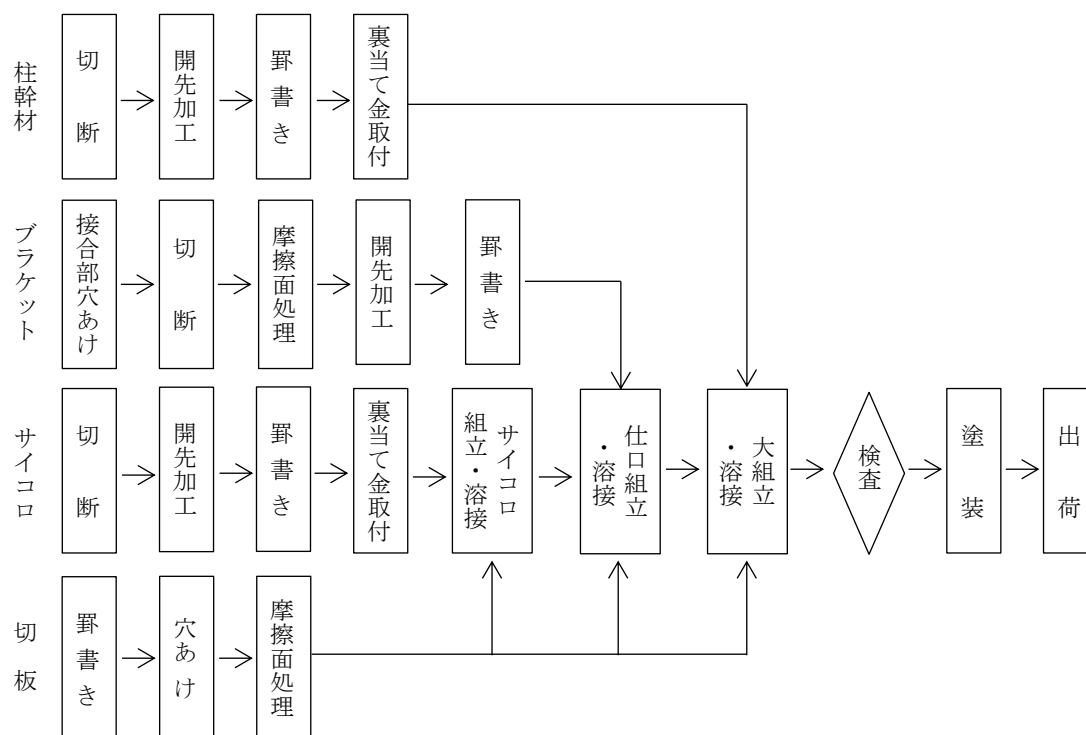
多層盛溶接ロボットは、溶接姿勢は下向き、横向き、立向き、隅肉等が可能。当社では、仕口の開先溶接【完全溶け込み溶接（突合せ溶接）】に使用しております。

外部製品置き場は3,700㎡、10t橋形クレーン2基を設置しており、製品を平置きで約2,500t置くことができます。

【柱溶接ロボット】



➤ 本社工場の作業工程は以下のとおりです。



用語説明

橋形クレーン…天井クレーンの両端に脚を設け地上に設置したレール上を走行するもので、当社は、10tの橋形クレーンを本社工場2基、三和工場に1基設置しております。

サイコロ…柱と柱をつなぐ主要な部位を指します。別称コアともいいます。

仕口…サイコロに柱と梁をつなぐためにブラケットと称する梁と同型のものを取り付けたものです。

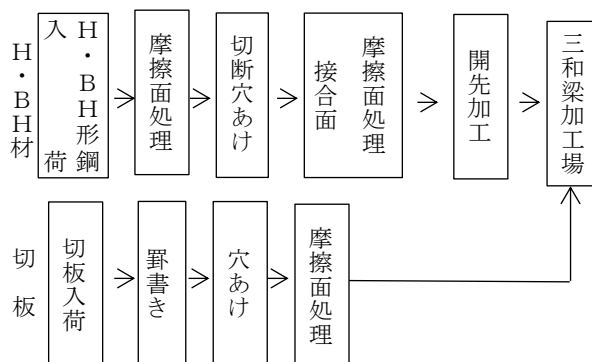
開先加工(開先加工機)…開先とは、接合する2つの部材間に設ける「溝」のことであり、その溝を加工する機械を開先加工機といいます。

罫書き…製品の表面に加工基準となる線や穴位置などを描く作業のことです。

(2) 安塚工場

加工能力1,000t/月。一次加工製品の製作(鋼材の切断・穴あけ、ブラスト処理、開先加工等)と梁の製作を主に行っています。1.3m幅のH鋼を穴あけ・切断できるドリルマシン、バンドソーを1ライン。1.0m幅の同様のラインを1ライン備えています。ショットブラスト、開先加工までの一次加工を一貫して行うと共に梁、金物の製作を行っています。場内・外製品ヤードは1,100㎡、製品を平置きで800t置くことができます。

【ドリルマシン】



用語説明

鋼材の穴あけ(ドリルマシン)…ドリルを使用し鋼材に穴をあける。

鋼材の切断(バンドソー)…帯状にした鋸刃を回転させて鋼材を切断する。

ブラスト処理(ショットブラスト)…摩擦面処理のこと。

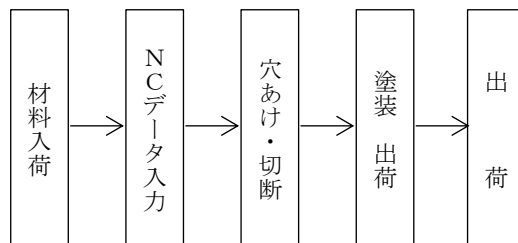
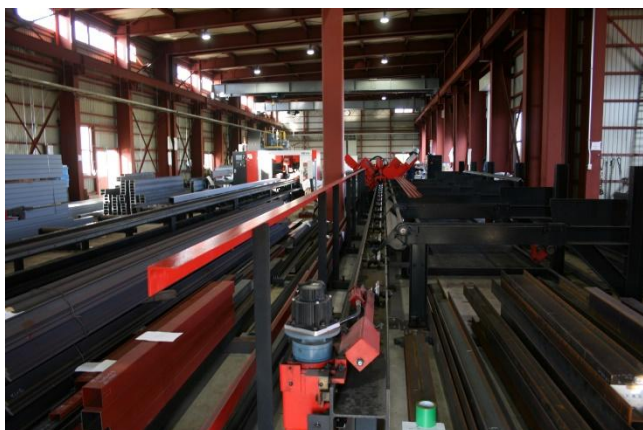
接合面摩擦面処理(スケラー)…製品端部の摩擦面処理のこと。

(3) 三和工場

①軽量鋼等加工場

加工能力300t/月。柱、梁に付属する部品、並びに付帯する金物製品及び独立する金物製品の一次加工品の製作(鋼材の切断・穴あけ、ブラスト処理、開先加工等)並びに、完成品の製作を主に行っています。ビームワーカー、複合機、ショットブラストを設置し、H鋼では300*150以下の加工が可能です。また、小物加工に必須の10cm角からの開先加工ができる設備を備えております。

【三和軽量鋼等加工場内観】



用語説明

複合機…ドリルマシンと丸鋸が一体化した設備

ビームワーカー…ポンチング（穴あけ機）と切断機が一体化した設備

複数の機能を一体化することにより、製造ラインの短縮化を通じて、要求精度の向上、短納期対応などが図られています。

②梁加工場

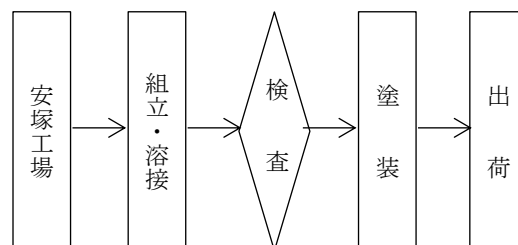
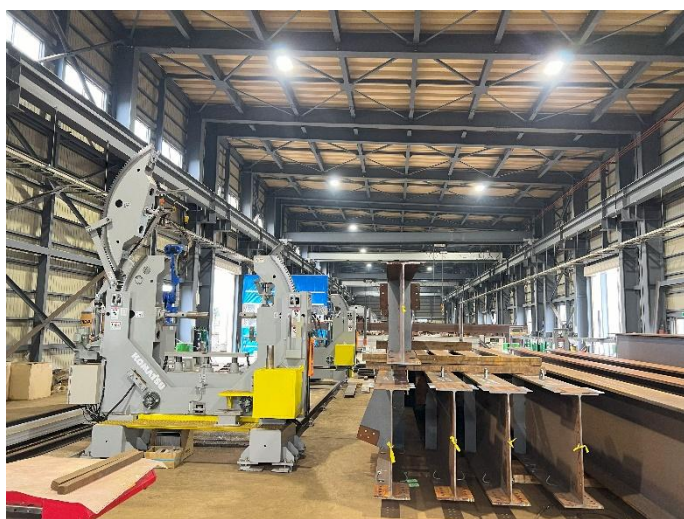
加工能力1,000t/月。安塚工場で製作された梁の一次加工製品の組み立て、溶接作業をし、最終的に完成品にします。

また、10t橋形クレーンを1基、2.8t片門型クレーン1基を設置し、外部製品ヤードは2,900㎡、製品を平置きで1,200t置くことが可能です。

柱製品の溶接も可能な、梁製品溶接システムロボットを2基設置しました。

このことにより、溶接ロボットシステムを稼働させるためには、『コラム・H造』建築物でなければならないという固定観念を打破し、『H・H造』でも対応できるようにしました。

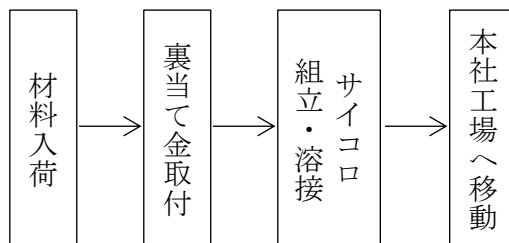
【三和梁加工場内観】



(4) 上吉野工場

柱の主要部品であるサイコロを溶接する鉄骨コア(サイコロ)連結溶接ロボットシステムを2基設置しております。

【連結溶接ロボットシステム】



用語説明

鉄骨コア(サイコロ)連結溶接ロボットシステム…柱の主要部品であるサイコロを複数連結して同時に溶接できるロボットシステム。

それぞれの拠点は、独立せず、全て本社からの指示のもとで一体として機能しております。

穴あけ、切断、罫書きまでの一連の業務は数値制御(【 NC 】 Numerical Control)で管理され、人間が機械を操作して加工するのに比べ、精度や作業時間のムラがありません。一連の加工手順を登録して自動的に実行することができ、省力化や自動化が進み、生産性の向上に貢献しております。

三和工場で行っている、柱、梁に付属する部品、並びに付帯する金物製品及び独立する金物製品の製作ですが、多くのHグレード工場は自社で製作せずに、外注に依存することが多い分野です。当社は内製化することによって、品質精度の維持、納期を厳守しております。

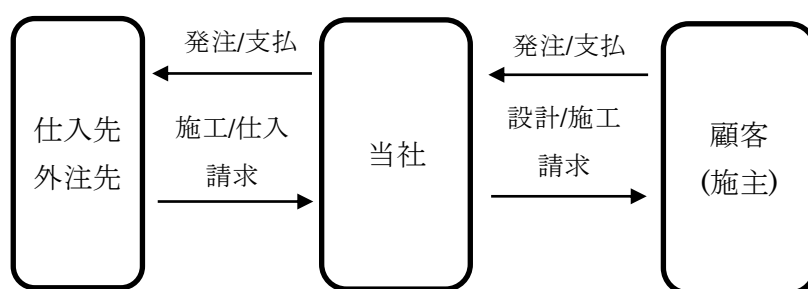
2. 建設事業

当社は、総合建設業者として建築工事を主たる業務に据え、学校等の公共施設、工場、商業施設、福祉介護施設等様々な工事に携わっております。民間工事は、設計施工、特命案件を基本として、従来からの顧客の建屋等に係る営繕工事、新增改築を中心に現状を維持する形で業務を遂行しております。また、鉄工事業の業務を自ら行うことが出来る総合建設業者です。当事業年度における建設事業に係る売上高は81,852千円であり、売上高の2.4%を占めております。



【J社（ボイラー室新築工事）】

（事業系統図）



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年2月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
93 [－]	37.8	9.1	3,564

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。
3. 当社は鉄工建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

不確実性が、ますます深まる世界の中で、原材料費、人件費、光熱費、配送費等の高騰に、当社は、極めて厳しい経営環境に迫いやられております。

価格転嫁が一向に進まず且つ、安値受注を受け入れざるを得ず、これらを生産性の合理化を図ることで対応できるのかと言うと、限界を超えてしまっております。

更には、日本経済全体の問題である人手不足、働き方改革による労働時間の制約は、クライアントに新規事業の取り組み、新規案件の受注活動を躊躇させております。

そのことが、体力的に脆弱な業者が多い当社の業界全体を、死活的な状況に至らしめているというのが、偽らざる現状に対する認識です。

今後もこのような低成長が続くものと推察されます。そうしたことから、以下のとおりの経営成績となりましたのでここにご報告申し上げます。これらのことから、売上高は3,456,454千円(前年同期比45.0%増)、営業利益は1,529千円(前年同期比24.4%増)、経常利益は14,291千円(前年同期比19.8%減)、当期純利益は1,895千円(前年同期比は97.8%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は27,644千円（前期末比10,250千円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は39,756千円となりました。これは主に、棚卸資産の減少908,429千円、仕入債務の減少663,735千円、契約負債の減少293,583千円及び減価償却費83,260千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は96,881千円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出54,126千円及び保険積立金の積立による支出32,766千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は46,675千円となりました。これは主に、短期借入れによる収入1,760,000千円、短期借入金の返済による支出1,580,000千円及び長期借入金の返済による支出130,754千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	2,269,136	△16.2
合計	2,269,136	△16.2

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	1,510,084	△16.7
合計	1,510,084	△16.7

(注) 金額は、販売価格によっております。

(3) 受注残高実績

当事業年度における受注残高実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	514,126	△79.0
合計	514,126	△79.0

(注) 金額は、販売価格によっております。

(4) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	3,456,454	45.0
合計	3,456,454	45.0

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 自 2024年2月21日 至 2025年2月20日		当事業年度 自 2025年2月21日 至 2026年2月20日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社カナックス	1,870,826	78.5	2,226,079	64.4
カメイ株式会社	—	—	668,382	19.3

前事業年度のカメイ株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

1. 会社の経営方針

当社では、急速に変わる時代の価値観の変化、状況に柔軟に対応すべく、『固定観念にとらわれない 柔軟な思考 奇抜な発想 行動は大胆に』という経営理念の下、『経営方針』は以下のとおりです。

- (1) 『お客様の立場で考える』
- (2) 『利己ではない 利他に生きる』
- (3) 『挑戦し続ける気持ちを忘れない』

2. 目標とする経営指標

当社は、企業価値の向上と、永続的な成長を続けることを目標に収益性、生産性を重要な経営上の指標と捉えております。売上高よりも営業利益率を重要視します。企業としての体力を測る指標として、純資産利益率、総資産利益率を注視しています。

3. 経営環境及び対処すべき課題等

(1) 事業について

建築鉄骨の使用量が、3年連続して400万トン割れという状況で且つ、価格転嫁が極めて難しい業界です。鉄骨の使用量に関しては、60年前の水準であり、仕事量の減少、経費の増大は、経営基盤を揺るがしかねない状況を招いています。2026年2月期から、従来からの取引先との関係強化に努めながら、新規顧客の開拓、隣接業界への参入も念頭に、積極的に営業展開をしてまいりました。徐々にではありますが、プラント工事、金物製品、軽量鋼製品の製作の受注が取れるようになってまいりました。業界の復調時期については、2028年初頭頃になるのではないかというのが、大方の見方です。2年先の話です。それまでは、想定される様々なリスクを出来る限り回避し、現状を維持することに専念していく所存です。

(2) 設備投資について

該当はありません。

(3) 人材の確保・育成について

2026年2月期に引き続き外国人採用を積極的に行ってまいります。製造部門では、ベトナム人技能実習生を中心とした人材の追加採用、財務部門では、MBAを専攻するインド人留学生、IT技術を学んだウズベキスタン人留学生、ならびにベトナムの大学を卒業したベトナム人材を2027年2月期に採用いたします。2027年2月期中には、従業員の、日本人従業員対外国籍従業員比率は、70対30ほどになる予定です。

当社の核となる、設計業務人員の拡大を図るべく、国内外を問わず、積極的に人材の確保、育成に注力します。海外からはベトナム、フィリピンから数名の設計エンジニアを迎え入れました。また、生産性の維持向上に欠かせないDXシステム分野における人材の育成、システム開発導入にも、より一層注力してまいります。

(4) 内部管理体制の強化について

当社は、企業価値の向上と、永続的な成長を続けることを目標に掲げております。そのためには、リスク管理や、業務における管理が正常に機能することが益々重要となってまいります。全社的にコーポレート・ガバナンスの理解、周知を進め、機能強化を図ってまいります。また、組織体制の見直しの一環として、社長業務の円滑な継承及びDX推進を担う部門を新設する予定です。業務改善を通じて、経営戦略の実行を支援し、企業全体の成長に寄与することを目指しております。

(5) 事業資金の確保について

当社は金融機関から比較的低金利で資金を調達しておりますが、金利のある社会の到来は、資金計画に大きな影響を与える要因となります。不確実な社会の到来は、投資計画は慎重なものにならざるを得ません。

日常の資金繰りについては、金融機関との緊密な情報交換、意思疎通を図り、余裕を持った資金繰り計画の実践を進めてまいります。また、当社株式の上場に伴いその手段を多様化することで、より安定した財務体質の強化を引き続き図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本書の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、文中の将来に関する事項は、当発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（１）法的規制について

当社の鉄工建設事業を行うにあたり、各種法令による規制を受けております。当社では、建設業法に基づく特定建設業の許可、及び建築士法に基づく一級建築士事務所登録を受けております。

建設業の許可に関しては、現在のところ建設業法第8条（同法第17条（準用規定））に規定される許可要件の欠格事由に該当する事項はありませんが、将来何らかの理由により、当該許認可が取り消され、又は、更新が認められない場合、もしくは、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後制定された場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消しという行政処分が下される恐れがあり、万一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が建設事業を行うためには、一級建築士事務所登録が必要となり、現在1名が登録をしております。一級建築士事務所登録については、建築士法第26条に該当した場合、一定期間の業務停止命令、または登録を取り消される可能性があります。

なお、本発行者情報公表日現在における当社の許認可登録は、以下のとおりです。

許認可登録名	許可を受けた建設業	許可番号	有効期限
特定建設業許可	建築工事業・鋼構造物工事業・ 大工工事業・石工事業・ 屋根工事業・とび、土工工事業	新潟県知事許可 (特－7)第10683号	自 2025年12月13日 至 2030年12月12日
一級建築士事務所	—	新潟県知事(ト)第3168号	自 2025年11月10日 至 2030年11月9日

（２）国際情勢の緊迫化、政策動向の変化に起因する経済環境への影響について

今年、我が国経済は、政権交代に伴う政策動向の変化に加え、国際情勢の緊迫化により、不確実性の高い状況となっております。特に中東地域における軍事的緊張の高まりを背景として、ホルムズ海峡における航行制限が続くリスクを意識しなければならない中で、エネルギー供給の不安定化や原油価格の上昇が見られます。その結果、原材料費、人件費、光熱費、配送費等の更なる高騰により、当社の経営環境は一段と厳しさを増していくことが予想されます。

（３）競合他社との受注競争の激化について

国際情勢の緊迫化や政策動向の変化を背景に、事業環境は一層不透明さを増しており、企業間競争も今

後さらに激化することが見込まれます。このような状況下において、当社は安定的な受注の確保を最優先課題と位置付けるとともに、競争力強化に向けて、生産性向上に資する各種施策への投資を着実に推進してまいります。

①2026年2月期から隣接業界への参入も念頭に、積極的に営業展開をしてまいりました。徐々にではありますが、プラント工事、金物製品、軽量鋼製品の製作の受注が取れるようになってまいりました。2027年2月期も、引き続き中小案件についても積極的に取り込んでいく方針とします。生産性、利益性を考慮した時、一定規模以上の案件を受注することが必須でした。しかし、現状を踏まえた中で、案件規模にかかわらず柔軟に対応する体制へと転換を進めてまいりました。生産性、利益性の減少を補うべく、DX化をさらに推し進めます。これにより、受注機会の拡大を図るとともに、稼働率の安定化及び収益基盤の底上げを目指します。

特に中小規模案件は、工期が比較的短く、地域密着型の需要が多いことから、安定的な案件確保につながるものと認識しています。当社はこれらの案件に対しても迅速かつ高品質な対応を行うことで、顧客満足度の向上及び継続的な取引関係の強化を図ってまいります。

②ベトナム及びフィリピンの外国法人との連携を一層強化し、競争力向上に取り組んでまいります。

これらの外国法人においては、業界資格を有する専門人材や、日本での就業経験を有し日本語運用能力に優れた帰国人材の確保が進んでおり、設計分野における対応力が着実に向上しております。

人材を有効活用するため、受注案件の一部について外国法人との協働体制を構築し、設計業務の分業化を推進しています。このことにより、コスト競争力の強化が図られ、案件対応力の向上及び納期の最適化が実現されます。

また、グローバル拠点間での業務標準化の整備を進めることで、効率的な生産体制の確立も目指してまいります。

以上のような取り組みにより、価格競争力と供給能力の双方を強化し、厳しい市場環境下においても安定的な事業運営の実現に努めてまいります。

③全社的な業務効率の向上を目的として、設計・製造・業務・品質管理の各プロセスにおけるDXの推進を加速させ、生産性の向上に取り組んでまいります。

既にインド人材を中心としたチームにより、DX開発体制の構築を進めております。現在当社が導入しているDXシステムは、2026年7月の切り替えを予定しております。

又、主要機能の設計・実装の更なる充実を図る為に、社内でのテスト運用を通じて調整を行いながら、次の段階へと進めてまいります。2027年2月期末には、利用状況を踏まえた継続的な改良及び機能拡充を行いながら、全社的な業務を包含したシステムの構築を目指してまいります。これにより、労働力不足への対応、コスト競争力の強化を実現します。

さらに、2年目以降は当社の第二の事業の柱として、日本国内及びアジア市場に向けた営業活動を展開し、外販を積極的に推進しています。これにより、中長期的には売上高の拡大及び収益性の向上に大きく寄与することを期待しております。

今後も厳しい経営環境が続くことが想定されますが、当社はこれらの施策を着実に実行することで、収益基盤の強化と持続的な成長の実現に努めてまいります。

このような環境の中、翌事業年度（2027年2月期）の業績見通しにつきましては、売上高2,354,259千円（前年同期比31.9%減）、営業利益679千円（前年同期比55.6%減）、経常利益10,279千円（前年同期比

28.1%減)、当期純利益 10,079 千円(前年同期比 431.7%増)を予想しております。

また、上記の業績予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後様々な要因によって予想数値と異なる結果となる可能性があります。

(4) 事業環境について

当社で製作される製品は、オフィスビル、マンション、工場、病院、商業施設、公共施設等に使用されております。不安定な国際状況、円安、物価高等の要因により、国内事業者の投資意欲は下がってきています。また、ゼネコンに於いては、人材不足、働き方改革の下、受注活動の縮小、現場での工事期間の長期化が避けられなくなっています。このような状況下では、当社のいる業界を含め、主な専門工事業者は、受注機会が極めて厳しくなってきております。

東京を中心とする首都圏、特に東京区内の再開発事業は 2030 年頃まで見込まれていると言われていますが、延期、中止が散見されます。

(5) 品質管理について

顧客からの要求事項は、日々高いものを求められています。それに応えられるよう、日々研鑽に励んでいるところです。製品の品質管理については、社内の品質管理に関する各種規程やマニュアルの遵守、品質管理部による日常的な製品の品質チェック、品質管理委員会に於ける定期的な改善、啓蒙活動などにより、品質管理を徹底しております。設計段階でのミスを、工場で見つけることは極めて難しく、間違った図面で製品が製作されることとなります。同様に工場でも製作ミスが起こり、それを見逃すに、現場へ納入された場合は、作り直しの要求、補修等の費用負担が求められる可能性があります。その際は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすだけでなく、信用失墜により今後の営業活動にも影響を及ぼす可能性があります。

(6) 工事遅延等に起因する訴訟について

当社では、生産管理について工程管理等に関する各種規程やマニュアルの遵守、各部署、各工場からの日報による日々の報告、週間工程表による進捗状況報告等によって管理しております。しかし、材料入荷の遅れ、作業員の一時的な不足、製造過程での重大な瑕疵等により、納期が間に合わなくなるリスクがあり、そのことに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。また、工事遅延の他、施工ミスや当社製品の品質に起因する事故、搬送途中における事故などが発生した場合などにも、訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらのリスクは、当社に起因するものだけでなく、発注者側の事情で発生するものも多分にあります。当社では受注業務の契約内容、及び製造過程における成果物への二重、三重のチェック、さらには搬送業務委託先への委託内容等についても経過確認を含め慎重に確認を繰り返しており、現時点においてと当社に対し、前述のリスクに起因する訴訟は発生していませんが、万が一訴訟等の請求が発生する場合は、風評の低下等による取引忌避等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 完成工事未収金等の債権回収リスクについて

当社の鉄工事業においては、案件の大型化に伴い、一取引における請負金額が多額の場合が多くなって

おります。当社の販売先は主に商社であり、契約に際しては、販売先の信用状況を十分に留意するとともに、早期回収を旨としております。しかしながら、工事代金の回収の前に取引先が信用不安に陥った場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新技術の実用性について

今までに経験のない新しい技術の実用化に際し、一定の実績を積み上げるまでに時間が掛かります。

また、実用化の過程で問題点の顕在化、その他の不測の事態により思わぬ損害が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 在庫等の状況について

当社の鉄工建設事業は基本的にすべて受注生産であるため、製品在庫リスクは軽微なものと認識しております。しかし、当社要因によらない設計図面の決定の遅れや度重なる変更等による製品の顧客への引き渡し時期の大幅な遅れ等が発生した場合など、実際の生産状況が計画から乖離し、一時的に半製品や原材料などの在庫が増加する場合があります。対応策としては、工場へ入荷する原材料の量の調整、入荷時期の細分化等により在庫リスクの低減を図っておりますが、当社努力により回避できないほどの生産状況と計画の乖離により、売上入金よりも支払が大幅に先行するような場合は、財務的な負担が増え、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 原材料等の価格変動について

為替レートの変動や著しい経済状況の変動により、当社製品の主要原材料である鋼材費の価格が一気に高騰する可能性は常に潜在的に存在します。

現在、建築鉄骨量が減少しているにも拘らず、鋼材、消耗品、資材等は値上げ基調にあります。

これは、極めて不安定な国際状況が大きな要因となっております。この不確定な状況が長期化することは、利益率の大幅な低下をもたらし当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害について

当社の事業活動拠点に於いては、地震や大雪、河川の氾濫、近隣地域の大規模火災等の自然災害が発生する可能性があります。特に雪に対する対応をしっかりと再認識する必要があります。対策としては、再度、降雪情報の定期的なチェック、降雪量による除雪、雪下ろし、排雪の判断、気候変動を見据えた早期納品や仕入時期のコントロール、避難訓練等のマニュアル化、教育・訓練を周知してまいります。しかし、想定を超えた急激な気候変動等により対策が取れない場合には、やはり生産活動の停止、納期遅れ等が発生し、信用低下や売上低迷に繋がり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 労働災害について

当社で作られる製品は各種建築物の柱や梁などの鉄骨となるものであり、とても大きく、重量物です。工場製作、運搬、現場施工の各工程では危険作業があり、労働災害発生可能性があります。社内では、

①毎月安全衛生委員会により、全社的な安全教育・訓練を実施しております。

②年度初めに全社員から募集する「安全・衛生目標」、「安全スローガン」の中から当該年度のものを選

定し、全事業所に掲示、安全に対する意識づけ、動機付け等の啓蒙活動を行っています。

③不安全行動があった際は、作業手順書の見直し、新規作成をし、全部署での読み合わせ、署名を取ることで、周知啓蒙活動を行っています。

④健康経営を心掛け、ストレスチェック、作業環境の改善、労働時間管理を徹底するように指導しています。

しかし、万が一、従業員が重大な労災事故に巻き込まれたり、健康を損なうような事案が多発するような事態に至った時は、会社の存続、信用失墜等の経営に直結するリスクが高くなるため、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報管理について

当社の事業活動に於いて、顧客情報に接する機会があります。また、営業上・技術上の機密情報を共有しております。これらの各種情報の取り扱い、管理には、『情報システム管理規程』、『機密情報及び知的財産管理規程』に基づき、細心の注意を払っております。情報の伝達媒体、方法については、社内で決められた媒体、ルールを使用、遵守することで厳しく管理されており、万が一情報漏洩等の事故に遭遇した時は当社の信用を著しく損ねることになり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 資金調達について

当社は金融機関から比較的低金利で資金を調達しておりますが、金利のある社会の到来は、資金計画に大きな影響を与える要因となります。不確実な社会の到来は、投資計画は慎重なものにならざるを得ません。

日常の資金繰りについては、金融機関との緊密な情報交換、意思疎通を図り、余裕を持った資金繰り計画の実践を進めてまいります。しかし、受注の減少による売上低迷等による資金繰り悪化などにより、返済が予定とおりに進まない場合の金利負担の増大は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 固定資産の減損について

当社は、工場建物、生産用の機械装置をはじめとする固定資産を保有しております。固定資産の財務諸表計上額については、当該資産から得られる将来のキャッシュ・フローの見積に基づく残存価額の回収可能性を定期的に評価しております。しかしながら、競合その他の理由により事業収益性が低下し、当該資産が十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合、固定資産の減損の認識が必要となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 繰延税金資産の回収可能性の評価について

当社は、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得を見積もった上で回収可能性を判断し、繰延税金資産を計上しております。しかしながら、将来の課税所得が予測と異なり回収可能性の見直しが必要となった場合や税率の変更を含む税制の変更があった場合には、繰延税金資産の計算の見直しが必要となります。当社では回収可能性の評価にあたり、基準となる利益計画の実現可能性を慎重に検討し、合理的か

つ保守的に見積もった課税所得についてのみ繰延税金資産を計上することとしておりますが、想定を超える税率や税制の変更等があり、繰延税金資産の取崩しが必要となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 小規模組織について

当社は、比較的小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。当社は、今後の事業規模の拡大に応じて人員を増強し、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、人員等の増強が予定とおり進まなかった場合や既存の人員が大量に退職した場合等、規模に応じた十分な内部管理体制が構築できない可能性があり、場合によっては当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 人材の確保・育成について

コロナ禍以降、経済動向の不透明感から、リストラクチャーの一環として講じるものまた、終身雇用制が崩壊し、転職が一般的な職業選択の一つとなってきた昨今、当社も人材の流動化が進んでまいりました。賃金水準の上昇が物価上昇に追いついていない状況も相まって、従業員の定着率低下や採用競争力の弱体化といったリスクが顕在化しております。

このような状況が継続した場合、マネジメント機能の低下、生産性や品質の低下を招き、結果として受注機会の損失や企業競争力の低下につながる可能性があります。したがって、本課題は人事上の問題にとどまらず、経営全体に関わる重要なリスクとして認識する必要があります。

これらのリスクに対応するため、まずは重要人材に対する個別フォローや面談を通じて離職の抑制を図るとともに、賃金水準及び評価制度の見直しを進め、従業員の納得感向上に努める必要があります。あわせて、業務の分散を目的とした組織体制の見直し、ならびにD X推進による業務効率化を進め、持続可能な働き方の実現を目指します。

さらに、中長期的にはキャリア形成支援や人材育成の強化、社内コミュニケーションの活性化を通じて、従業員エンゲージメントの向上を図り、安定した組織基盤の構築に取り組んでまいります。

また、優秀な外国人材の採用を積極的に進めているものの、現状では受入後の育成体制や活用方針が十分に確立されているとは言えず、中核人材の不足を補うまでには至っておりません。今後は、単なる人員補充にとどまらず、戦略的な人材育成と配置を行うことが不可欠だと考えております。

外部採用の強化に加え、社内人材の早期登用・育成を推進いたします。具体的には、職務権限の段階的な委譲を通じて、次世代リーダーの計画的な育成を図ります。

(19) 支配株主について

当社は、代表取締役である佐藤明郎が97.31%を保有する株主となっております。同氏は安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、同氏の株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建

計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づく整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i-2 非上場会社を子会社とする株式交付 ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な

存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決

議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

主要な販売先との業務委託契約の締結

当社は、主要な販売先である下記販売先と基本契約書を締結しております。
その主な内容は下記のとおりであります。

販 売 先	契約書名	契約締結日	契約内容	契約期間
カメイ株式会社	工事下請基本契約書	2020年10月26日	請負工事を完成するため、建設工事下請基本契約約款を結ぶ	契約締結日から満1年とし、期間満了3ヶ月前までに異議の申し出がないときは、さらに1年延長し、以後も同様とする
東和通商株式会社	工事請負基本契約書	2024年10月24日	工事請負に関し基本事項を定めるための基本契約	契約締結日より満1年とする。期間満了前1ヶ月前迄に双方より書面による変更または解約の申し入れがない場合は、以後1年ごと4年間自動更新
阪和興業株式会社	請負基本契約書	2019年4月25日	発注する資材・物品等の製造委託、加工委託及び工事請負に関する基本契約	契約成立の日の1年間とする、但し期間満了の3ヶ月前までに書面にて更新拒絶の意思表示がない場合、本契約は同一条件に更に1年間延長し、以後も同様とする

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

総資産は1,991,471千円（前期末比765,883千円減）となりました。流動資産につきましては、819,181千円（同738,474千円減）となりました。これは主に、電子記録債権が53,416千円増加、売掛金が118,831千円増加、商品及び製品が223,783千円減少及び仕掛品が620,898千円減少したこと等によるものです。固定資産につきましては、1,172,289千円（同27,409千円減）となりました。これは主に、機械及び装置等の減価償却費計上等による有形固定資産の減少55,519千円、保険積立金の増加32,240千円によるものです。

(負債の部)

総負債は1,314,842千円（同766,935千円減）となりました。流動負債につきましては、1,099,912千円（同691,422千円減）となりました。これは主に、買掛金が537,769千円減少、契約負債が293,583千円減少したこと等によるものです。固定負債につきましては、214,930千円（同75,513千円減）となりました。これは主に、長期借入金が93,012千円減少したことによるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては676,629千円（同1,051千円増）となりました。これは主に、特別償却準備金の減少8,946千円及び繰越利益剰余金の増加10,926千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資等の総額は42,927千円であり、主に本社工場のクレーン延伸工事によるものです。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度（自 2025年2月21日 至 2026年2月20日）当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2026年2月20日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	器具及び備品 及びリース資産	ソフト ウェア	合計	
本社	上越市 上名柄	本社機能	36,949	1,829	16,095	2,542	57,416	46
本社工場	上越市 上名柄	生産業務 施設	57,071	45,756	83	725	103,635	14
安塚工場	上越市 安塚区安塚	生産業務 施設	25,107	43,139	171	-	68,418	10
三和工場	上越市 三和区稲原	生産業務 施設	322,051	87,885	83	-	410,020	21
上吉野工場	上越市 上吉野	生産業務 施設	4,053	167	-	-	4,221	2
合 計			445,233	178,779	16,433	3,267	643,712	93

3 【設備の新設、除却等の計画】

2026年2月20日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2026年2月20日)(株)	公表日現在発行数(2026年5月20日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,500,000	1,124,000	376,000	376,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,500,000	1,124,000	376,000	376,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年5月19日(注1)	372,240	376,000	—	100,000	—	—

(注) 1. 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年2月20日現在

2020年2月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	1	3	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	101	—	—	3,659	3,760	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	2.69	—	—	97.31	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2026年2月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 明郎	新潟県上越市	365,900	97.31
株式会社カナックス	愛媛県今治市大西町新町甲945	10,000	2.66
カメイ株式会社	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番18号	100	0.03
計	—	376,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 376,000	3,760	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 376,000	—	—
総株主の議決権	—	3,760	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当による年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

今後の配当につきましては、財務状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とバランスを図りながら、その実施を検討する所存であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき無配とさせていただきます。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第50期	第51期	第52期
決算年月	2024年2月	2025年2月	2026年2月
最高(円)	-	-	-
最低(円)	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 第50期、第51期及び第52期については、売買実績がありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年9月	10月	11月	12月	2026年1月	2月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

(注) 2025年9月～2026年2月までにおいては売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 3名 女性 2名 （役員のうち女性の比率40％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	佐藤 明郎	1964年11月 7 日	1988年 4 月 1995年 3 月 2007年 4 月	当社 入社 当社 専務取締役就任 当社 代表取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	365,900
取締役	常務執行役員 鉄工事業部長	吉川 浩	1967年 7 月14日	1986年 4 月 2000年 4 月 2011年 2 月 2022年 8 月 2024年 5 月	北越鉄構株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役 当社 業務推進室推進役 当社 取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	執行役員 総務部長	大野 智美	1976年 1 月13日	1995年 4 月 2014年 6 月 2020年 4 月	相村建設株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	執行役員 業務管理部長	池田 亜由美	1983年 3 月24日	2001年 3 月 2007年 4 月 2009年 1 月 2012年 1 月 2020年 4 月	株式会社コマスヤアルテック 入社 緑物産株式会社 入社 神田耳鼻咽喉科 入社 当社 入社 当社 取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
監査役	—	葭原 彰	1962年12月16日	1981年 4 月 2005年 3 月 2020年 4 月	関東信越国税局 入局 税理士登録 当社 監査役就任 (現任)	(注) 3	(注) 4	—
計								365,900

(注) 1. 監査役葭原彰氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

2. 取締役の任期は、2027年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、2029年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 2026年2月期における役員報酬の総額は、45,300千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、会計監査等の機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役・取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令または定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して適宜必要な意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監査しております。社外監査役の葭原彰と当社には人的、資金的関係その他特別の利害関係はありません。

3) 内部監査

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、代表取締役の指示により内部監査室が各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査となるよう留意しております。

4) 会計監査

当社はOAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年2月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、橋本公成氏2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他3名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

5) 経営戦略会議

内部コミュニケーション規程に定められた会議体です。毎月取締役会開催日の後日に開催しております。出席者は、社長以下、取締役、部長、課長です。小規模組織であることの優位性を最大限

活用し、毎月各部署からの現況報告を受け、全社的な課題を共有し、迅速に対処、解決を図ることを目的としています。

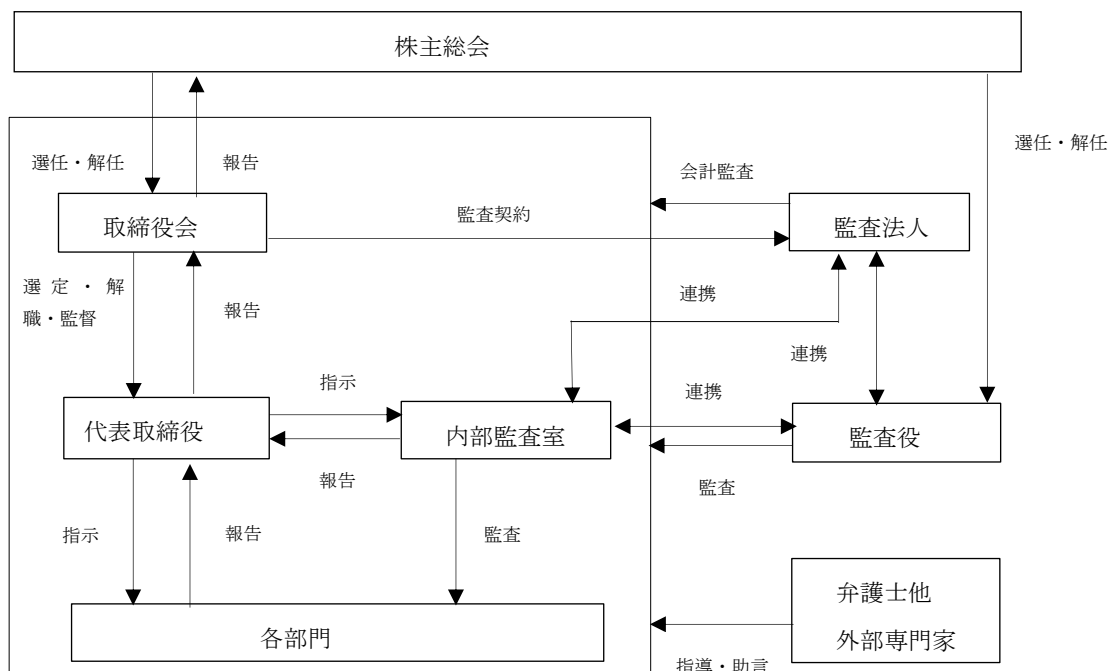
6) 安全・衛生委員会

安全・衛生・防火管理規程及び、内部コミュニケーション規程に定められた委員会です。毎月1回開催しております。委員会メンバーは、委員長が生産管理部(各工場より選出)より指名します。安全・衛生に関する法規を尊重し、会社と従業員が労働災害、健康障害の防止となるべき対策に関することを協議・審議し、快適な職場環境を維持することを目的として設置されております。

7) 品質管理委員会

内部コミュニケーション規程に定められた委員会です。毎月1回開催しております。委員会メンバーは、委員長が品質管理部、設計・積算部、生産管理部(各工場より選出)より指名します。毎月提出される「不適合報告書」を元に技術的、技能的見地から改善策を練り、当社が製作する製品に求められる適正な品質確保の維持、増進するために必要な措置を講じております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役が1名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には特別な利害関係

を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として総務部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外取締役を除く）	44,400	44,400	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	900	900	—	—	1

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は2名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	7,800	—
計	7,800	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社事業規模の観点から監査日数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年2月21日から2026年2月20日まで）の財務諸表について、OAG監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月20日)	当事業年度 (2026年2月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	278,414	305,083
電子記録債権	1,581	54,997
売掛金	53,497	172,329
商品及び製品	338,459	114,676
仕掛品	775,280	154,381
原材料及び貯蔵品	74,212	13,430
未成工事支出金	3,559	594
前払費用	3,590	1,815
その他	29,059	1,871
流動資産合計	1,557,655	819,181
固定資産		
有形固定資産		
建物	698,354	709,721
減価償却累計額	△263,902	△286,349
建物（純額）	434,451	423,371
構築物	32,976	32,826
減価償却累計額	△9,296	△10,964
構築物（純額）	23,679	21,862
機械及び装置	609,872	616,847
減価償却累計額	△402,003	△444,848
機械及び装置（純額）	207,869	171,999
車両運搬具	63,345	68,102
減価償却累計額	△55,717	△61,323
車両運搬具（純額）	7,628	6,779
工具、器具及び備品	18,127	19,159
減価償却累計額	△14,948	△16,260
工具、器具及び備品（純額）	3,178	2,899
土地	272,530	272,530
リース資産	13,546	16,368
減価償却累計額	△3,994	△2,834
リース資産（純額）	9,552	13,533
建設仮勘定	14,352	4,748
有形固定資産合計	973,243	917,724
無形固定資産		
ソフトウェア	4,480	3,267
その他	0	0
無形固定資産合計	4,480	3,267
投資その他の資産		
投資有価証券	96,642	101,490
出資金	2,239	2,239

長期前払費用	1, 993	226
保険積立金	109, 951	142, 191
その他	11, 150	5, 150
投資その他の資産合計	221, 975	251, 298
固定資産合計	1, 199, 699	1, 172, 289
資産合計	2, 757, 355	1, 991, 471

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 2 月 20 日)	当事業年度 (2026年 2 月 20 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	6,867	-
電子記録債務	159,002	30,644
買掛金	843,774	306,004
短期借入金	290,000	470,000
1年内返済予定の長期借入金	130,754	93,012
リース債務	2,398	2,915
未払金	31,687	26,320
未払費用	1,500	1,650
未払法人税等	200	200
未払消費税等	-	136,020
契約負債	311,960	18,376
預り金	3,190	3,768
賞与引当金	10,000	11,000
流動負債合計	1,791,334	1,099,912
固定負債		
長期借入金	272,956	179,944
リース債務	8,109	12,372
繰延税金負債	9,377	16,518
その他固定負債	-	6,095
固定負債合計	290,443	214,930
負債合計	2,081,777	1,314,842
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	2,230	2,230
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	6,537	6,452
特別償却準備金	41,298	32,351
繰越利益剰余金	528,441	539,367
利益剰余金合計	578,506	580,402
株主資本合計	678,506	680,402
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,928	△3,772
評価・換算差額等合計	△2,928	△3,772
純資産合計	675,578	676,629
負債純資産合計	2,757,355	1,991,471

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 2 月 21 日 至 2025年 2 月 20 日)	当事業年度 (自 2025年 2 月 21 日 至 2026年 2 月 20 日)
売上高	※ 1 2,384,428	※ 1 3,456,454
売上原価	2,106,567	3,113,818
売上総利益	277,860	342,635
販売費及び一般管理費	※ 2 276,630	※ 2 341,105
営業利益	1,229	1,529
営業外収益		
受取利息	3,380	344
受取配当金	1	7,429
為替差益	1,293	155
助成金収入	1,836	1,260
保険金収入	14,934	8,976
その他	1,013	661
営業外収益合計	22,459	18,826
営業外費用		
支払利息	3,132	5,475
手形売却損	526	436
事故関連損失	2,179	-
その他	37	152
営業外費用合計	5,876	6,065
経常利益	17,812	14,291
特別利益		
固定資産売却益	-	※ 3 66
保険金収入	15,945	-
保険解約返戻金	63,147	-
特別利益合計	79,092	66
特別損失		
固定資産除却損	-	※ 4 6,813
特別損失合計	-	6,813
税引前当期純利益	96,905	7,544
法人税、住民税及び事業税	200	200
法人税等調整額	9,813	5,448
法人税等合計	10,013	5,648
当期純利益	86,891	1,895

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日)		当事業年度 (自 2025年 2月21日 至 2026年 2月20日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
製品製造原価	※ 1				
I 材料費		1,947,327	71.9	1,376,080	60.6
II 労務費		294,798	10.9	308,815	13.6
III 経費		466,304	17.2	584,241	25.7
当期総製造費用		2,708,430	100	2,269,136	100
仕掛品期首棚卸高		436,665		775,280	
合計		3,145,096		3,044,417	
他勘定振替高		—		—	
仕掛品期末棚卸高		775,280		154,381	
当期製品製造原価		2,369,815		2,890,035	
売上原価					
製品期首棚卸高		75,210		338,459	
合計		2,445,026		3,228,495	
他勘定振替高		—		—	
製品期末棚卸高		338,459		114,676	
売上原価		2,106,567		3,113,818	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は個別原価計算であり、期中は予定原価を用い、原価差額は期末において製品、仕掛品、売上原価に配賦しております。

(注) ※ 1 主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日)	当事業年度 (自 2025年 2月21日 至 2026年 2月20日)
外注加工費	264,415	363,104
減価償却費	79,905	74,086

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年2月21日 至 2025年2月20日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
			土地圧縮積 立金	特別償却準 備金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	100, 000	2, 230	6, 537	48, 837	434, 010	491, 615	591, 615
当期変動額							
当期純利益					86, 891	86, 891	86, 891
特別償却準備金 の積立て				1, 255	△1, 255	-	-
特別償却準備金 の取崩し				△8, 794	8, 794	-	-
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	△7, 539	94, 430	86, 891	86, 891
当期末残高	100, 000	2, 230	6, 537	41, 298	528, 441	578, 506	678, 506

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	591,615
当期変動額			
当期純利益			86,891
特別償却準備金 の積立て			-
特別償却準備金 の取崩し			-
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△2,928	△2,928	△2,928
当期変動額合計	△2,928	△2,928	83,962
当期末残高	△2,928	△2,928	675,578

当事業年度（自 2025年 2月21日 至 2026年 2月20日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
			土地圧縮積 立金	特別償却準 備金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	100,000	2,230	6,537	41,298	528,441	578,506	678,506
当期変動額							
当期純利益					1,895	1,895	1,895
税率変更による 積立金の調整額			△84	△310	394	-	-
特別償却準備金 の積立て				195	△195	-	-
特別償却準備金 の取崩し				△8,831	8,831	-	-
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							
当期変動額合計	-	-	△84	△8,946	10,926	1,895	1,895
当期末残高	100,000	2,230	6,452	32,351	539,367	580,402	680,402

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,928	△2,928	675,578
当期変動額			
当期純利益			1,895
税率変更による 積立金の調整額			-
特別償却準備金 の積立て			-
特別償却準備金 の取崩し			-
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△843	△843	△843
当期変動額合計	△843	△843	1,051
当期末残高	△3,772	△3,772	676,629

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 2 月 21 日 至 2025年 2 月 20 日)	当事業年度 (自 2025年 2 月 21 日 至 2026年 2 月 20 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	96,905	7,544
減価償却費	88,448	83,260
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,500	1,000
受取利息及び受取配当金	△3,382	△7,773
助成金収入	△1,836	△1,260
保険金収入	△30,879	△8,976
保険解約返戻金	△63,147	-
支払利息	3,132	5,475
固定資産売却損益(△は益)	-	△66
固定資産除却損	-	6,813
為替差益	△1,293	△198
事故関連損失	2,179	-
売上債権の増減額(△は増加)	348,758	△172,248
棚卸資産の増減額(△は増加)	△406,343	908,429
仕入債務の増減額(△は減少)	△279,108	△663,735
契約負債の増減額(△は減少)	238,620	△293,583
その他	△65,730	162,418
小計	△76,175	27,099
利息及び配当金の受取額	3,359	7,570
利息の支払額	△3,132	△5,475
助成金の受入れによる収入	1,836	1,260
保険金受取による収入	30,879	9,502
保険解約返戻金受取による収入	63,147	-
事故関連損失の支払額	△2,179	-
法人税等の支払額	△200	△200
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,534	39,756
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△196,303	△54,126
定期預金の払戻による収入	263,592	23,408
投資有価証券の取得による支出	△100,830	△4,000
有形固定資産の取得による支出	△27,133	△28,473
有形固定資産の売却による収入	-	66
無形固定資産の取得による支出	-	△990
保険積立金の積立による支出	△32,783	△32,766
投資活動によるキャッシュ・フロー	△93,458	△96,881
財務活動によるキャッシュ・フロー		

短期借入れによる収入	1,320,000	1,760,000
短期借入金の返済による支出	△1,090,000	△1,580,000
長期借入金の返済による支出	△155,064	△130,754
リース債務の返済による支出	△2,398	△2,570
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,537	46,675
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,027	198
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△2,358	△10,250
現金及び現金同等物の期首残高	40,254	37,895
現金及び現金同等物の期末残高	※1 37,895	※1 27,644

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～31年

機械及び装置 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を

計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１）鉄工事業

鉄工事業においては、主に鋼材等を仕入れて加工し、柱、梁などの製品を製造及び販売しております。
このような製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

（２）建設事業

建設事業においては、建築工事を請け負う事業であり、当社の義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、当該請負契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年２月20日)	当事業年度 (2026年２月20日)
繰延税金資産	—	—
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前の金額）	15,552	4,470

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。課税所得の見積りは過去の推移や将来の事業計画を基礎として慎重に検討し計上しておりますが、市場環境等の変化により前提条件が変更された場合には繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月20日)	当事業年度 (2026年2月20日)
有形固定資産	973,243	917,724
無形固定資産	4,480	3,267

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

当社は、固定資産について、資産又は資産グループから得られる営業損益の継続的なマイナス、又は継続的なマイナスの見込等を減損の兆候とし、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。判定には当該資産から得られる将来のキャッシュ・フローの見積金額を用いており、減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額が回収可能価額を上回る金額を減損損失として計上しております。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

当社は、将来キャッシュ・フローを算出するにあたっては、将来の事業計画を基礎としております。将来の事業計画においては、競合状況等による事業収益性の変動リスクを考慮しており、重要な仮定は将来の売上及び売上総利益であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

市場環境等の変化により、見積りの前提とした事業計画等の条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において減損処理が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「保険積立金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた121,101千円は、「保険積立金」109,951千円、「その他」11,150千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収

益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)	当事業年度 (自 2025年2月21日 至 2026年2月20日)
役員報酬	60,870 千円	45,300千円
発送配達費	98,979 千円	169,704千円
減価償却費	8,780 千円	9,259千円
おおよその割合		
販売費	44.1%	56.2%
一般管理費	55.9%	43.8%

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)	当事業年度 (自 2025年2月21日 至 2026年2月20日)
車両運搬具	－千円	66千円
計	－千円	66千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)	当事業年度 (自 2025年2月21日 至 2026年2月20日)
リース資産	－千円	6,578千円
建物付属設備	－千円	205千円
機械及び装置	－千円	30千円
計	－千円	6,813千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	376,000	－	－	376,000
自己株式				
普通株式	－	－	－	－

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年2月21日 至 2026年2月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	376,000	—	—	376,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)	当事業年度 (自 2025年2月21日 至 2026年2月20日)
現金及び預金	278,414千円	305,083千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△240,518千円	△277,439千円
現金及び現金同等物	37,895千円	27,644千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産、主として鉄骨検査で使用をする三次元測定機であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定をしております。資金調達については、銀行等の金融機関からの借り入れにより行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

外貨建預金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金及び電子記録債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払い期日となっております。

短期借入金は、主に短期的な運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。支払金利の一部は変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、予算管理規程に従い、担当者が所定の手続きに従い債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払い遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建預金及び投資有価証券に係る為替の変動リスクは、随時、為替の動向を監視することなどにより、管理しております。

投資有価証券の市場価格の変動リスクは、随時、取引金融機関から提示される評価金額の動向を監視することなどにより、管理しております。

借入金に係る金利の変動リスクは、随時、市場金利の動向を監視することなどにより、管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金繰り表を1年後までを見据えて作成しております。そのことにより、常に資金の状況を監視しております。また、流動性リスクの備えとして、複数の金融機関と当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価格の他、市場価格がない場合には、合理的に算定された価格が含まれております。当該価格算定に於いては、変動要因を織り込んでいるために、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年2月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	96,642	96,642	—
資 産 計	96,642	96,642	—
長期借入金(1年内返済予定を含む)	403,710	406,171	2,461
負 債 計	403,710	406,171	2,461

(注) 1. 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、もしくは短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価値のない株式等は、上記に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は、以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)
出資金	2,239

当事業年度（2026年2月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	101,490	101,490	—
資 産 計	101,490	101,490	—
長期借入金(1年内返済予定を含む)	272,956	275,290	2,334
負 債 計	272,956	275,290	2,334

(注) 1. 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、もしくは短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価値のない株式等は、上記に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は、以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
出資金	2,239

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年2月20日）

	1年以内 (千円)	1年5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	278,414	—	—	—
電子記録債権	1,581	—	—	—
売掛金	53,497	—	—	—
合計	333,493	—	—	—

当事業年度（2026年2月20日）

	1年以内 (千円)	1年5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	305,083	—	—	—
電子記録債権	54,997	—	—	—
売掛金	172,329	—	—	—
合計	532,411	—	—	—

（注2）短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年2月20日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	290,000	—	—	—	—	—
長期借入金	130,754	93,012	59,752	31,552	31,552	57,088

当事業年度（2026年2月20日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	470,000	—	—	—	—	—
長期借入金	93,012	59,752	31,552	31,552	27,088	30,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は、負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ

ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先度が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2025年2月20日)

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	96,642	—	96,642
資 産 計	—	96,642	—	96,642

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、取引金融機関から提示された価格により評価しており、活発的な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

当事業年度 (2026年2月20日)

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	101,490	—	101,490
資 産 計	—	101,490	—	101,490

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、取引金融機関から提示された価格により評価しており、活発的な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2025年2月20日)

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金				
(1年内返済予定を含む)	—	406,171	—	406,171
負 債 計	—	406,171	—	406,171

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

当事業年度（2026年2月20日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	275,290	—	275,290
負債計	—	275,290	—	275,290

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2025年2月20日）

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	96,642	101,096	△4,454
	小計	96,642	101,096	△4,454
合計		96,642	101,096	△4,454

当事業年度（2026年2月20日）

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	4,473	4,000	473
	小計	4,473	4,000	473
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	97,017	101,096	△4,079
	小計	97,017	101,096	△4,079
合計		101,490	105,096	△3,606

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年2月21日 至 2025年2月20日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年2月21日 至 2026年2月20日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、中小企業退職金共済制度に掛け金を拠出しており、退職給付の全額を中小企業退職金共済制度からの給付額で充当しております。

2. 確定拠出制度

中小企業退職金共済制度への拠出額は、前事業年度（自 2024年2月21日 至 2025年2月20日）7,407千円、当事業年度（自 2025年2月21日 至 2026年2月20日）6,914千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年2月20日)	当事業年度 (2026年2月20日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注2）	34,131千円	27,307千円
賞与引当金	3,426千円	3,768千円
土地減損損失	7,279千円	7,459千円
繰越税額控除	—	4,910千円
その他	2,445千円	2,413千円
繰延税金資産小計	47,282千円	45,859千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△24,045千円	△27,170千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,684千円	△14,218千円
評価性引当額小計（注1）	△31,730千円	△41,388千円
繰延税金資産合計	15,552千円	4,470千円
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△3,406千円	△3,491千円
特別償却準備金	△21,522千円	△17,332千円
その他	—	△166千円
繰延税金負債合計	△24,929千円	△20,989千円
繰延税金資産の純額	△9,377千円	△16,518千円

（注）1. 評価性引当額が9,658千円増加しております。この増加は、主に繰越欠損金に係る評価性引当額が3,125千円増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及び繰越税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2025年2月20日）

	1年 以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	34,131	34,131
評価性引当額	—	—	—	—	—	△24,045	△24,045
繰延税金資産	—	—	—	—	—	10,085	10,085

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2026年2月20日）

	1年 以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	27,307	27,307
評価性引当額	—	—	—	—	—	△27,170	△27,170
繰延税金資産	—	—	—	—	—	136	136

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年2月20日)	当事業年度 (2026年2月20日)
法定実効税率	34.3%	34.3%
評価性引当額の増減	△24.1%	32.7%
住民税均等割	0.2%	2.7%
税率変更による影響	—	6.0%
その他	0.0%	△0.7%
税金負担率	10.3%	74.9%

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めていた「住民税均等割」は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度に表示しておりました「その他」0.2%は、「住民税均等割」0.2%及び「その他」0.0%として組替えております。

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年2月21日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が34.3%から35.1%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

前事業年度（自 2024年2月21日 至 2025年2月20日）（単位：千円）

区 分	鉄工建設事業
鉄工事業	2,177,433
建設事業	206,994
顧客との契約から生じる収益	2,384,428
その他収益	—
外部顧客への売上高	2,384,428

当事業年度（自 2025年2月21日 至 2026年2月20日）（単位：千円）

区 分	鉄工建設事業
鉄工事業	3,374,602
建設事業	81,852
顧客との契約から生じる収益	3,456,454
その他収益	—
外部顧客への売上高	3,456,454

2. 主要な事業における収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表の「注記事項（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月20日)	当事業年度 (2026年2月20日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	403,837	55,079
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	55,079	227,327
契約資産（期首残高）	—	—
契約資産（期末残高）	—	—
契約負債（期首残高）	73,339	311,960
契約負債（期末残高）	311,960	18,376

契約資産は建設事業における顧客との契約について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、鉄工事業及び建設事業における顧客との契約について期末日時点で履行義務を充足していないが支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、73,339千円であります。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、311,960千円であります。

また、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前事業年度の期末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、2,451,313千円であります。当該履行義務は、主に鉄工事業及び建設事業における契約に係るものであり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

当事業年度の期末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、514,126千円であります。当該履行義務は、主に鉄工事業及び建設事業における契約に係るものであり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年2月21日 至 2025年2月20日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社カナックス	1,870,826	鉄工建設事業

当事業年度（自 2025年2月21日 至 2026年2月20日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社カナックス	2,226,079	鉄工建設事業
カメイ株式会社	668,382	鉄工建設事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年2月21日 至 2026年2月20日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)	当事業年度 (自 2025年2月21日 至 2026年2月20日)
1株当たり純資産額	1,796.75円	1,799.54円
1株当たり当期純利益	231.09円	5.04円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)	当事業年度 (自 2025年2月21日 至 2026年2月20日)
当期純利益(千円)	86,891	1,895
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	86,891	1,895
普通株式の期中平均株式数(株)	376,000	376,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(投資信託受益証券) ダイワ・ブラックストーン・プライベ ート・クレジット・ファンド デンバガー・ハンターB	6,100 1,117,305	97,017 4,473
計			1,123,405	101,490

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期増加 額 (千円)	当期減少 額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (千円)	当期償却 額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	698,354	12,089	723	709,721	286,349	22,984	423,371
構築物	32,976	-	150	32,826	10,964	1,817	21,862
機械及び装置	609,872	9,547	2,571	616,847	444,848	45,386	171,999
車両運搬具	63,345	5,501	744	68,102	61,323	6,350	6,779
工具、器具及び備品	18,127	1,680	648	19,159	16,260	1,959	2,899
土地	272,530	-	-	272,530	-	-	272,530
リース資産	13,546	13,117	10,296	16,368	2,834	2,558	13,533
建設仮勘定	14,352	8,553	18,158	4,748	-	-	4,748
有形固定資産計	1,723,106	50,490	33,292	1,740,304	822,580	81,057	917,724
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	30,955	27,688	2,203	3,267
その他	-	-	-	0	-	-	0
無形固定資産計	-	-	-	30,955	27,688	2,203	3,267
長期前払費用	1,993	89	1,856	226	-	-	226

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

リース資産 三次元測定機 13,117千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	290,000	470,000	1.05	—
1年以内に返済予定の長期借入金	130,754	93,012	0.86	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,398	2,915	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	272,956	179,944	0.90	2027年3月～2033年11月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	8,109	12,372	—	2027年3月～2031年9月
合計	704,217	758,244		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上をしているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	59,752	31,552	31,552	27,088
リース債務	2,915	2,915	2,532	2,404

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	10,000	11,000	10,000	—	11,000

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	207
預金	
当座預金	2
普通預金	27,434
定期預金	277,439
計	304,876
合 計	305,083

② 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社カナックス	54,997
合 計	54,997

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2026年3月10日	34,803
2026年4月10日	20,194
合 計	54,997

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日鉄物産株式会社	132,881
株式会社カナックス	34,036
カメイ株式会社	2,400
個人	1,320
有限会社福田商店	500
その他	1,191
合計	172,329

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
53,497	2,672,079	2,553,247	172,329	94	15

④ 商品及び製品

区分	金額(千円)
製品	114,676
合計	114,676

⑤ 仕掛品

区分	金額(千円)
仕掛品	154,381
合計	154,381

⑥ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	4,344
貯蔵品	9,085
合計	13,430

⑦ 未成工事支出金

区分	金額(千円)
未成工事支出金	594
合計	594

⑧ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日鉄物産株式会社	249,206
カメイ株式会社	18,436
中央ロジテック株式会社	7,531
株式会社シマキュウ	7,303
北陸スチール株式会社	3,840
その他	19,684
合計	306,004

⑨ 電子記録債務

相手先	金額(千円)
株式会社シマキュウ	7,886
中央ロジテック株式会社	4,992
株式会社テクノスチールダイシン	3,756
眞野建材株式会社	2,894
直江津港高速輸送株式会社	2,837
その他	8,279
合計	30,644

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2026年3月20日	17,543
2026年4月20日	13,101
合計	30,644

⑩ 契約負債

相手先	金額(千円)
カメイ株式会社	18,376
合計	18,376

⑪ 短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社大光銀行	300,000
株式会社第四北越銀行	170,000
合計	470,000

⑫ 1年以内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社第四北越銀行	27,192
株式会社八十二長野銀行	24,400
株式会社三井住友銀行	20,000
株式会社富山第一銀行	19,992
J Aバンク 新潟県信連	1,428
合計	93,012

⑬ 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社八十二長野銀行	123,200
株式会社第四北越銀行	43,374
株式会社富山第一銀行	8,370
株式会社三井住友銀行	5,000
合計	179,944

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月21日から2月20日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年2月20日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年2月20日 毎年8月20日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.sato-san.jp/
株主に対する特典	なし

(注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 5 月 19 日

株式会社サトウ産業
取 締 役 会 御中

〇 A G 監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 基 喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 公 成

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サトウ産業の 2025 年 2 月 21 日から 2026 年 2 月 20 日までの第 52 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サトウ産業の 2026 年 2 月 20 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適

切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。